

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく
認定事務等に係る取扱要領

(趣旨)

第1 この取扱要領は、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書)

第3 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、代理者により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）とする。

(建築物の建築に関する届出に添付する図書)

第4 省令第12条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に定める図書とする。

- 一 代理者により届出を行う場合は、当該代理者に委任することを証する書類
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
- 三 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
- 四 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体について一次エネルギー消費量基準に適合することを証するものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）すること

を証するものに限る。)が交付されている場合は、当該評価書とする。

- 五 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体について一次エネルギー消費量基準に適合することを証するものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）することを証するものに限る。）が交付されている場合は、当該評価書とする。
- 2 省令第12条第3項の市長が不要と認める図書は、前項第2号から第5号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第1条第1項の表の(イ)欄に掲げる各種計算書とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

- 第5 省令第23条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に定める図書とする。
- 一 代理者により認定申請を行う場合は、当該代理者に委任することを証する書類
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
- 三 登録住宅性能評価機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
- 四 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級5であることを証するものに限る。ただし、法の施行の際現に存する住宅にあっては、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であることを証するものに限る。）が交付されている場合は、当該設計住宅性能評価書とする。
- 2 省令第23条第3項の市長が不要と認める図書は、前項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第23条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。
- 3 八千代市手数料条例(平成12年3月24日八千代市条例14号)第2条(45)の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の「申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録省エネ判定機関等により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合」は、第1項第2号から第4号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出するものである場合とする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請書に添付する図書)

- 第6 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれらに代わる書類のほか、次の各号に定める図書とする。
- 一 代理者により認定申請を行う場合は、当該代理者に委任することを証する書類
 - 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
 - 三 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証とする。
 - 四 法第12条第6項の適合判定通知書が交付されている場合は、当該適合判定通知書とする。
 - 五 省令第25条第2項の通知書が交付されている場合は、当該通知書とする。
 - 六 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書が交付されている場合は、当該通知書とする。
- 七 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書（断熱等性能等級等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級4又は5に適合することを証するものに限る。ただし、法の施行の際現に存する住宅にあっては、一次エネルギー消費量等級の等級3、4又は5のいずれかに適合することを証するものに限る。）が交付されている場合は、当該建設住宅性能評価書とする。
- 2 省令第30条第3項の市長が不要と認める図書は、前項第2号から第7号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第1条第1項の表の（い）欄に掲げる各種計算書とする。
 - 3 八千代市手数料条例（平成12年3月24日八千代市条例14号）第2条（45）の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の「申請に係る建築物が、登録建築物調査機関等により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものである場合」は、第1項第2号から第7号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出するものである場合とする。

(確認の申出)

第7 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを建築主事に提出するものとする。

- 一 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認にあたり同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書とする。
- 二 建築基準法第93条第1項の規定により消防長の同意を得る必要がある場合は、建築基準法第6条第1項の確認申請書の副本とする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する説明書)

第8 省令第3条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第4号の書類は別記第1号様式とする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第9 省令第11条の軽微な変更に関する証明書の交付を求めようとする者は変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類として、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)を市長に提出するものとする。

- 2 省令第11条の軽微な変更に関する証明書は別記第3号様式によるものとする。
- 3 代理者によって第1項の申請をする場合にあつては、委任状を添えて申請するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更届)

第10 建築主は、届出をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(別記第4号様式)に軽微な変更に必要な図書又は書面を添えて市長に届け出るものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届)

- 第1 1 認定建築主は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(別記第5号様式)に当該認定通知書及び軽微な変更の説明に必要な図書又は書面を添えて市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、軽微な変更受理通知書(別記第6号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第1 2 省令第29条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を求めようとする者は、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に関する書類として、別記第7号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第23条第1項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した書類(変更に係る部分に限る。)を市長に提出するものとする。
- 2 省令第29条の規定による軽微な変更に関する証明書は、別記第8号様式によるものとする。
- 3 代理者によって第1項の申請をする場合にあっては、委任状を添えて申請するものとする。

(名義変更届)

- 第1 3 建築主は、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の建築が完了する前に建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主が連署して名義変更届(別記第9号様式)に当該認定通知書を添えて市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、名義変更受理通知書(別記第10号様式)により同項の変更後の建築主に通知するものとする。
- 3 認定建築主は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の建築が完了する前に認定建築主の名義に変更があったときは、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主とが連署して名義変更届(別記第11号様式)に、当該認定通知書を添えて市長に届け出るものとする。
- 4 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、名義変更受理通知書(別記第12号様式)により同項の変更後の認定建築主に通知するものとする。

(取下げ届)

- 第14 法第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第13号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 法第19条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出をした者は、当該届出を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第14号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 法第29条第1項の認定を申請した者又は法第36条第1項の認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第15号様式）を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

- 第15 法第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を申請した者は、当該申請を取りやめようとするときは、取りやめ届（別記第16号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 認定建築主は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の建築を取りやめたときは、取りやめ届（別記第17号様式）に当該通知書を添えて市長に届け出るものとする。
- 3 前項の規定による届け出があったときは、認定取消通知書（別記第18号様式）を交付するものとする。

(報告書の提出)

- 第16 法第17条第1項、第21条第1項、第32条又は第38条第1項の規定による報告を求められた者は、別記19号様式により市長に報告するものとする。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、令和3年1月15日から施行する。